

## 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する意見

2019.5.21

東京大学大学院法学政治学研究科教授 宍戸 常寿

1. 個人情報保護法の目的規定（1条、個人の権利利益を保護すること）について、プライバシーないし個人に関する情報に関する自由（住基ネット判決参照）等の憲法上の保障、あるいは個人の人格尊重の理念（3条）との連関を明確にすべきである。  
(ア)改正個人情報保護法の解釈・適用における、個別的な事情を踏まえた比較衡量や実質的な判断の必要性は、要配慮個人情報の導入によっても明らかであるが、最近の「個人に関する情報」の意義に関する最高裁判決（最判平成31・3・18）においても示唆されている。  
上記のような目的規定の改正はそのような解釈の指針になるものと思われる。  
(イ)EU十分性認定決議においても、セーフハーバー協定無効決定を踏まえて、データ保護の権利に対する基本権レベルでの保障を検討の出発点にしている。  
上記のような改正は個人情報保護法制に関する国際的調和に資するものと思われる。
2. データ内容の正確性の確保等（19条）について、個人情報取扱事業者に対して、利用目的及び情報の内容・性質を考慮した、適切かつ合理的な個人データの保存期間の設定を義務づけるべきである。  
(ア)適切な保存期間の設定は、本人を起点とするパーソナルデータの流通・利活用を促進する上で、データ内容の正確性を確保し、長期にわたる個人データの保有・利用によって、本人に予期しないリスクが生じることを防ぐために、有益である。  
(イ)自ら設定した保存期間を超えて事業者が管理・利用を希望する場合には、改めて本人へ通知するか、同意を得ることになる。それにより保有個人データの利用停止や消去の実質的な機会が生まれ、本人のコントロールビリティを高めることが期待される。  
(ウ)利用停止請求権（「使わせない権利」）をめぐる議論がなされているものと承知しているが、客観的なデータ保存期間を定めないまま、主観的な利用停止・消去請求権の行使に対して個別対応することは、事業者のコストも大きいと考えられる。
3. 個人データの共同取得や共同利用に関して、取得者及びその範囲の明示、利用目的の

特定・明示、苦情受付の窓口及び方法に関する個人情報取扱事業者の義務を明示すべきである。

(ア) 現行法では、共同利用は個人データの第三者提供の例外という形でいわば裏側から規定されているに過ぎず、本人のコントロールビリティの確保や透明性が十分でない。

(イ) パーソナルデータの流通・利活用の促進においては、本人から見れば一の個人データの提供行為が、複数の事業者による取扱いとなる場合がある。

このような場合に、それが誰により、どのように取り扱われているのか、誰に対して苦情を述べるなどして改善を求めうるか等の透明性を高めることは、事業者間の役割分担を明確化し、適正な取扱いの確保にも資すると思われる。

4. 個人情報取扱事業者が、捜査関係事項照会等、公的機関による個人情報の提供の要請（いわゆるパブリック・アクセス）に応じることが、当然に法令に基づくものとして適法であるのではなく、実質的な比較衡量によるべきことを明確にすべきである。

(ア) パブリック・アクセスの現状については EU 十分性認定決議においても強い関心が払われたところであり、個人情報取扱事業者の側における適切な対応が必要であることを明確化すべきである。

(イ) また、パブリック・アクセスに関する情報を保有個人データに該当することとした上で、本人からの開示請求権の行使に応じるべき場合があるようにすべきである。

(ウ) 他方、アメリカの Cloud 法のように、外国・国際機関からのパブリック・アクセスに個人情報取扱事業者が対応することが、いかなる根拠で適法たりうるか、また、どのような条件を満たすべきかについて、国際的調和も目指した検討が必要である。

(エ) さらに、大量の個人データ、様々な内容・性質・文脈における個人データを取り扱う事業者に対しては、いわゆる透明性レポートの公表を促すべきである。

5. 公的部門（独立行政法人等・地方公共団体を含む）における個人情報の取扱いについて、個人情報保護委員会に、

①直接的な監視権限、

②個人情報保護法（基本法）以外の個人に関する法令・条例の運用に関する苦情を受け付け、当該機関・主体に対して助言・勧告する権限、

③総務省に対する各機関に対する権限行使の求め（総務省「行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」の中間的な整理その2参照）、

のいずれかを認めるべきである。

(ア) 公的部門に対する委員会の監督・監視のあり方は、個人情報保護法制における最

大の課題であり、基本権としてのプライバシーないし個人に関する情報の自由の制度化として重要である。

(イ) 上記のようなしくみにより、個人情報保護委員会は、個人情報保護法や個人情報の取扱いに関する基本方針の改正等に必要な情報を収集し、官民を通じた同方針の実施について関与することが可能になる。

このことは、官民データの利活用を促進する上で個人情報保護委員会による保護を確保するとともに、EU 十分性認定決議の趣旨を踏まえた個人情報保護法制の国際的調和に資するものである。

6. 海外事業者を含めエンフォースメントを強化するとともに、個人情報の適正な取扱いを高めるために、個人情報保護法（とりわけ補完的ルールの規律内容）に違反する事業者に対する制裁として、課徴金制度を導入すべきである。

(ア) その際、独占禁止法改正案の検討過程での裁量型課徴金をめぐる議論を参考にし、海外執行当局により課徴金等を命じられた場合にそのことを金額算定に考慮する等により、課徴金制度の導入について事業者の危惧を払拭することが適当である。

(イ) 例えば情報漏洩時の被害者への通知・賠償等の救済、さらに取り扱う個人情報の数・性質等リスクに応じた安全管理措置やPIAの実施の有無等、適切な考慮要素を課徴金命令に関するガイドラインに規定することで、個人情報保護事業者がベストプラクティスを自主的に実現するよう誘導することも、検討に値する。

7. EUとの個人データ域外移転に関する「補完的ルール」については、法令上の根拠をより明確にすることが望ましいと考える。

8. 認定個人情報保護団体について、保有個人データに関する請求権をめぐる苦情・紛争処理や、通知・同意の具体的な方法や保存期間の設定等についてより適切な役割を果たしうよう、体制強化のための施策を検討すべきである。

9. 個人情報保護委員会は、専門的知見を有する機関として、毎年度の年次報告に加えて、「プライバシー白書」を公表し、日本社会全体における個人情報・プライバシーの取扱いの透明性を国内外に向けて高めるべきである。

以上